宇都宮地方裁判所委員会(第19回)議事概要

(宇都宮地方裁判所委員会事務局)

- 1 日時 平成23年5月18日 (水) 13:30~15:30
- 2 場所 宇都宮地方裁判所 大会議室
- 3 出席者

(委員・50音順, 敬称略)

荒井 勉, 奥 利文, 小池惠一郎, 五味渕秀幸, 斎藤和子, 中尾久, 中村昭子, 畑中良彦, 平野浩視, 平山正千代, 町田明久

※ 加藤 剛は欠席

(説明者)

酒主邦夫(宇都宮簡易裁判所判事)

(庶務)

吉井良一事務局長,継田剛史事務局次長,高橋英明総務課長,関塚和子総務課 課長補佐

4 議事

I 新任委員の自己紹介

荒井委員, 奥委員, 平山委員, 町田委員からそれぞれ自己紹介があった。

Ⅱ 委員長の選任

互選により、荒井委員が新委員長に選任された。

- Ⅲ 裁判所からの説明等
 - ア 民事紛争解決における簡易裁判所の役割と実情

説明者から、少額訴訟、通常訴訟及び民事調停の各手続について説明が行われた。

イ 東日本大震災後による裁判所の被害状況及び節電等の対策について 吉井事務局長より裁判所の物的被害状況及び節電等の今後の取り組みにつ いて説明が行われた。

IV 意見等

【アについて】

- ・宇都宮簡裁では、平成22年に貸金訴訟の新受件数が急増したとのことだが、 職員の負担は大丈夫なのか。(委員)
- ・人員の手当をしたので、本年4月以降は従前よりは負担が軽減されている。 (委員長)
- ・簡裁の諸手続を利用するには、どのような手順でやればよいのか。一般の人は、 手続が簡易であれば利用しようと思うだろうが、複雑で分かりづらいとやめて しまうのではないか。(委員)
- ・本人訴訟用には、定型の書き込み式の訴状などが用意されており、窓口でも書き方等の説明等を行っている。(説明者)
- ・少額訴訟として提訴された事件で、被告の申述により通常訴訟に移行するもの はどれくらいあるのか。(委員)
- ・当事者双方が本人であるなら、大抵は少額訴訟手続で終結している。裁判官からも通常移行について詳細に説明しているが、一回で終わるなら、と少額訴訟を希望する被告も多い。ただし代理人弁護士がついている場合は通常移行の申述がされることが多いように思われる。統計的なものではないが、半数程度は通常移行しているという印象である。(説明者)
- ・被告の申述に基づく場合だけでなく、事案複雑という理由で裁判所が職権で通 常訴訟に移行させることもあると聞いているが。(委員長)
- ・そういった事件もある。(説明者)
- ・代理人弁護士としては、積極的に少額訴訟を利用することはあるのか。(委員長)
- ・少額訴訟の被告の代理人についた場合、スケジュールの都合で一回の期日に1 時間もさくことができないので、答弁書で通常移行の申述をし擬制陳述とする ことが多いと思われる。また代理人弁護士は本人の意向を確認しながら訴訟を

進行させるため、本人が同行しない場合に一回で結審させることには慎重にならざるを得ない。原告代理人として提訴する場合は、被告に代理人弁護士がつくであろうと推測できるので、少額訴訟は選択しない。(委員)

- ・民事調停についての社会の認識はどうか。裁判所として更なる広報活動が必要 であろうか。(委員長)
- ・調停委員としての経験であるが、いわゆるサラ金調停を利用した当事者が、自 分は助かったが、そのことを人には言いたくないと言っているのを聞いたこと がある。よい制度だとしても利用することは恥ずかしいので、それを人に伝え ることはしたくないと考えるようである。(委員)
- ・民事調停が紛争解決手段として有効であるという認知はされているであろうか。(委員長)
- ・警察に相談にくる一般の人は、調停について知っている人が多いようである。 しかし裁判所が警察のような身近な場所にはないので、足が遠のくのではない だろうか。(委員)
- ・弁護士事務所に相談に訪れる人はどうか。 (委員長)
- ・弁護士事務所に相談に来るような人はむしろ積極的なので、調停などではなく 訴訟をやってほしいというような感じで、調停を勧めると不満そうな様子を見 せることがある。それとは別に、外部の法律相談などで対応していていると、 裁判所は紛争の最後の砦だから、自分の問題はそこまで深刻な状態ではないは ずだと相談者が考えたがっているような印象を受けることがある。(委員)
- ・裁判所の調停を利用するような紛争は、身近なものではないので、普段は考えることはないのだと思う。何かが起こって切羽詰まってからは、相談し易いところに行こうとして、弁護士などを利用することになるのではないか。 (委員)
- ・市の無料法律相談を利用する人は、あまり費用をかけずに紛争を解決したいと考えていることが多いので、そのような人には相談担当者から簡裁の利用など

を勧めてもらえば、より効果的なのではなかろうか。(委員)

- ・簡裁の手続は地域密着型の紛争解決手段なので、もっと利用しやすいような環境整備を考える必要があると思うが、具体的にどのような方法があるか御意見を伺いたい。(委員長)
- ・報道の立場から言わせていただくと、報道はより目立つ民事訴訟や刑事公判を中心に記事にしていくので、新聞を読む人にはむしろ調停より損害賠償請求訴訟などの方が身近なのかもしれない。しかし簡裁の諸手続の有効性を考えると、そのような報道もまた必要である。近時、事件報道だけでなく、さまざまな制度の基礎知識に関する記事に関心が高まっている。しかし唐突に記事にすることは難しいので、裁判所等から何かしらの情報発信をしてもらえれば、記事も書きやすくなると思われる。(委員)

【イについて】

- ・宇都宮地検では人的被害はなかった。庁舎については、壁にクラックが入った り外壁が剥落した箇所はあるが、現在のところ使用に支障は生じていない。 (委員)
- ・宇都宮市役所では、10階以上の上層階でロッカーが倒れるなどの被害が出た。 (委員)
- ・栃木県庁も建物自体は大丈夫だったが、ホールはイベントの取消等により10 00万円くらいの損害が生じている。また真岡など、会館によってはまだ再開 できないところもある。(委員)
- ・計画停電中は信号機が使えなくなったが、予想していたほど事故は増えなかっ た。

(委員)

・宇都宮市内でも鬼怒川の向こう側は被害が大きく、大学の卒業式は中止、入学 式は延期となった。講義等も曜日をやりくりして所定のカリキュラムをこなし ている状態である。(委員)

- ・裁判所では、夏季の節電目標をどのように達成するか検討中であるが、他の施 設等はどのような対策を考えているのか。(委員長)
- ・宇都宮市では、サマータイムのように始業時刻を早める作戦を実施する方向で 検討しているものの、多方面に影響が出ることでもあるので、業務の見直しか ら始めることを検討しなければいけない問題である。空調はもともと28度設 定なのでこれ以上の調節は難しい。その他の電力はエレベーターの一部停止、 事務室や廊下の一部消灯等を実施している。(委員)
- ・栃木県でも照明器具の消灯やクールビズの実践等を行っている。また太陽光発 電も行っている。ホールのスポットライトは大量の電力を消費するので、電球 をLEDに替えるなどの対策を考えている。(委員)
- ・青年会議所は活動時間帯が夜間なので、空調の節約等で対応している。(委員)
- ・警察署では照明器具の消灯,エレベーターの停止,空調等で節電を行っている。 (委員)
- ・裁判所としては、事件当事者が利用する部分を劣悪な環境にすることはできないので、消費電力データなどを見ながら対策を講じていくことになると思う。 (委員長)
- ・廊下が暗いと当事者の心が沈んでしまうというような面もあると思う。 (委員)
- ・裁判所は、再度の大地震に備えて何らかの体制の見直し等を行っているのか。(委員)
- ・現在, 先の震災時の反省点を出し合っている段階である。裁判所では従前より 火災対策の防災訓練は行っていたが, 地震対策の訓練は行っていなかったので, 今後実施する予定である。(事務局長)
- ・裁判所の建物は耐震構造ではあるが、建物からの避難がやや遅れたことは反省 点である。偶然にも当日の午前中に火災を想定した避難訓練を行っていたため、

避難指示が出てから避難するまでの時間は割合早かったと思う。また、災害対策マニュアルが職員に浸透していなかったという事実も明らかになったので、整備した上で、今後は毎年確認をするなどの対策を検討している。(委員長)

- ・栃木県内では震災による死者が4名出たが、その中には机の下に避難したところ、その机が潰れて被害にあった方がいた。建物の外に避難することの重要性を再認識させられた。(委員)
- ・下野新聞社では、23日の栃木産業節電サミットの開催に併せ、「我が家の節電、我が地域の節電」をテーマに、読者からその時々の工夫や知恵を募って掲載していく企画を考えている。(委員)
- V 憲法週間記念行事開催の紹介

荒井委員長より, 平成23年度の憲法週間記念行事の紹介がされた。

VI 次回期日の指定等

- ・次回の宇都宮地方裁判所委員会は、平成23年11月30日(水)午後3時30 分から開催し、議題の候補としては以下のものを検討したい。
 - □裁判員制度発足後の2年半を振り返って
 - □新しい法曹養成の在り方
 - □東日本大震災が地域や裁判所に与えた影響について

(倒産事件や風評被害にまつわる民事事件等の動向について)

以上